

お子様の転出を予定されている保護者の皆様へ

※転勤や転居などの予定で、お子様の転出が決まりましたら、速やかに担任へ連絡をいただきますようご協力をお願いします。

【1 転出に関する事務手続き】

○転居先の学校へ持参する書類は、下記のものが必要になります。原則的に最終登校日にお渡しします。

※在学証明書

※教科書給与証明書（船橋市内は不要）

【2 海外への転出】

○海外への転出は上記の書類を持参の上、「財団法人海外子女教育振興財団」で海外子女用教科書の給付を受けてください。（書類は、事前にお渡しします。）

<連絡先・東京都港区愛宕 1-3-4 電話番号 03-4330-1341>

【3 学校諸経費の精算】

○学校諸費の精算は、金額が確定次第ご連絡いたします。事務室で精算をお願いいたします。

【4 教科書】

○市場小で使用した教科書は、転入先での学校でも使う場合がありますので、大切に保管してください。

【5 転居先の手続き】

○転居先での手続きは、転出先の市区町村の教育委員会にお問い合わせください。ご不明な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

市場小学校 電話番号<047-424-6531>